

議案第8号

教育委員会会議規則中改正について

教育委員会会議規則の一部を次のように改正する。

令和2年3月5日

横須賀市教育委員会

教育長 新倉 聰

教育委員会会議規則の一部を改正する規則

教育委員会会議規則（昭和31年横須賀市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育委員会」の次に「（以下「委員会」という。）」を加える。

第13条の見出しを「（動議）」に改め、同条第2項中「諮って」の次に「採決し」を加え、同条に次の1項を加える。

3 動議を提出した委員の請求により議題となった動議を撤回し、又は変更しようとするときは、教育長は、会議に諮って採決し、当該議題を撤回し、又は変更しなければならない。

第24条中「教育委員会」を「委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

動議の取り扱いを明確にするため。

(目的) (以下「委員会」という。)

第1条 教育委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)に規定するものほか、この規則の定めるところによる。

(動議の提出)

第13条 委員は動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、教育長は会議に諮って、これを議題としなければならない。

採決し

3 動議を提出した委員の請求により議題となつた動議を撤回し、又は変更しようとするときは、教育長は、会議に諮って採決し、当該議題を撤回し、又は変更しなければならない。

(請願の提出)

第24条 教育委員会に対して請願しようとする者は、文書をもって請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を邦文で記載し、請願者(法人の場合にはその代表者)が署名又は記名押印しなければならない。